

日本ボッチャ協会規約

平成24年1月9日 理事会にて承認
平成24年4月1日より適用

日本ボッチャ協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本ボッチャ協会（以下、「本協会」と略す）と称する。英名を、Japan Boccia Association と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を大阪府立大学大学院総合リハビリテーション学研究科（大阪府羽曳野市はびきの3-7-30）に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、日本国内の脳性麻痺者を中心とした四肢重度機能障害者の競技力向上を目指すとともに、すべての障害のある方及び関係者に対して、ボッチャの振興と普及を図り、ボッチャを通じて障害のある方の心身の健全な発達および生活力の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う

- (1) 国内のボッチャ大会等の開催に関すること
- (2) ボッチャの普及・振興及び指導のための研修会、講習会等の開催に関すること
- (3) ボッチャ競技選手の強化、育成及び、国際大会派遣等に関すること
- (4) ボッチャ競技の技術向上や用具開発等の調査研究に関すること
- (5) ボッチャ競技の情報の収集提供等に関すること
- (6) その他、本協会の目的達成に必要な事項に関すること

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本協会には、次に掲げる会員を置き、本協会が別に定める登録規定により登録することにより会員になることができる。

- (1) 本会員 第10条1号に定めるブロックに所属した選手、指導者、審判員および本協会登録クラブに所属する選手以外のスタッフ
- (2) 賛助会員 第3条の目的に賛同し、支援する個人及び団体

2. 本会員は、本協会規約に従わなければならない。

3. 本会員は、登録更新手続きおよび登録料の支払いを、毎年おこなわなければならない。

(権 利)

第6条 ブロックは、理事を選出し、理事会に出席せしめ、その議決権を行使することができる。

2. 本会員は、本協会主催または後援の各種行事に参加することができる。
3. 本協会の行った決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 正当な理由なく登録更新手続きを行なわなかったとき
- (3) 除名されたとき

(除 名)

第8条 本協会の規約に反し、本協会の名誉を著しく棄損した者は、理事会の評決により除名することができる。

(登録料等の不返還)

第9条 本協会は、すでに納入された登録料その他拠出金品は返還しない。

第3章 組 織

(組 織)

第10条 本協会の組織は次のとおりとする。

- (1) 国内を登録地にて下記の7つのブロックに分け、そのブロックにおける協会及びクラブ（以下この団体を加入団体という）と個人登録者をもって組織構成する。
 - 1) 北海道・東北ブロック（1道6県）
北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県
 - 2) 関東ブロック（1都6県）
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県
 - 3) 北信越ブロック（5県）
石川県、富山県、福井県、長野県、新潟県
 - 4) 東海ブロック（5県）
愛知県、静岡県、山梨県、岐阜県、三重県
 - 5) 近畿ブロック（2府4県）
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県
 - 6) 中国・四国ブロック（9県）
岡山県・鳥取県、広島県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
 - 7) 九州・沖縄ブロック8県）
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
- (2) 本協会には、第4条の事業の業務分掌のため、次の専門局を置く。
 - 1) 事務局
 - 2) 競技局
 - 3) 普及局
- (3) 専門局は、局が担う業務を分掌するため、分掌規定により定める運営部を置く。

第4章 役 員

(役 員)

第11条 本協会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
副会長 2名以内
理事長 1名
事務局長 1名
競技局長 1名
普及局長 1名
理事 10名以内（理事長、専門局長含む）
監事 2名以内
- (2) 運営部員 10名～20名

(会長および副会長)

第12条 会長は、本協会を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは代行し会務を総括する。
3. 会長および副会長は、本協会の会員でなくとも、理事会で推挙することができる。
4. 会長および副会長は、専門局長を兼ねることはできない。

(理事長)

第13条 理事長は、本協会業務を掌理する。

2. 理事長は、本協会専門局運営の監督を行う。
3. 理事長は、理事のなかから理事会で互選し、会長はこれを委嘱する。
4. 理事長は、各ブロックから選出された理事以外から、理事を任命できる。

(理事)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、この規約に定めるところにより、本協会の業務を議決し、執行する。
2. 理事は、原則本協会の会員でなければならない。学識経験者を理事とする場合は、本協会の会員に限らない。ただし、理事の3分の1を超えることはできない。
 3. 理事は、各ブロックから選出された者、及び理事長が任命した者とし、会長はこれを委任する。
 4. 各ブロックから選出された理事は、ブロックからの意見を集約し、理事会に議案を提出する。

(専門局長)

- 第15条 専門局長は、専門局が担う業務を行なう。
2. 専門局長は、別に定める分掌規程に基づき、所管する運営部を統括する。
 3. 専門局長は、本協会の理事から選出する。
 4. 専門局長は、理事長が選任し、理事会に諮り承認を得て、会長が委嘱する。

(運営部員)

- 第16条 運営部員は、別に定める分掌規定に基づき、統括する専門局長の指示の下に、運営部の業務を担当する。
2. 運営部員は、原則、本協会の会員から選出する。学識経験者を運営部員として委託する場合は、本協会の会員に限らない。ただし、各専門部員の3分の1を超えることはできない。
 3. 運営部員は、統括する専門局長からの推薦、および理事からの推薦により、会長が委嘱する。

(監事)

- 第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 本協会の事業及び財務会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、臨時理事会招集を請求すること。
2. 監事は、理事が理事会に諮り選出し、承認を得て、会長が委嘱する。
 3. 監事は、本協会のその他の役員を兼ねることができない。

(役員任期)

- 第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員が欠けたときは、原則としてその補充をする。補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。
 4. 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまでは、その任務を行う。

(役員解任)

- 第18条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事会構成者総数の過半数以上の議決により解任することができる。
- (1) 心身の不調のため職務の執行にたえないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第5章 会 議

(会議)

- 第19条 会議は、理事会、専門局連絡会および運営部会とする。

(理事会)

- 第20条 理事会は、会長、副会長、理事で構成する最高の決議機関である。
2. 理事会は、原則として年2回開会し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、理事会構成者総数の過半数以上から開催請求があった場合、または監事より開催請求があった場合は、その請求があった日から原則1ヶ月以内に臨時理事会を開催しなければならない。
 3. 理事会を招集するときは、会長が、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
 4. 理事会は、理事長が議長になり、次の事項を審議解決する。
 - (1) 本協会の事業計画・事業報告及び運営に伴う収支予算および決算に関すること
 - (2) 各ブロック理事、専門局から提出された議案に関すること
 - (3) 国際大会の派遣・選考に関すること
 - (4) 理事の選任及び承認に関すること
 - (5) 本規約の改廃に関すること
 - (6) 会員の除名に関すること
 - (7) その他、理事会で審議が必要とされること
 5. 理事会は、理事会構成者総数の過半数以上（委任も含む）の出席がなければ開会できない。なお、理事長が理事会に出席できない場合は、会長または副会長が議長をおこなう。
 6. 理事会での議案の採決は、出席役員の過半数をもって議決し、可否同数の場合は会長（会長不在時は議長）がこれを決定する。
 7. 理事会の議事録は、議長および理事会にて選任した者が記録を行い、理事会構成役員および監事に回覧し、署名のうえ事務局がこれを保存する。

(専門局連絡会)

- 第21条 専門局連絡会は、理事長および各専門局長で構成し、理事長が必要に応じ招集する。
2. 専門局連絡会の議事録は、出席者全員が署名のうえ、事務局がこれを保存する。

(運営部会)

- 第22条 運営部会は、専門部員で構成する。
2. 運営部会は、統括する専門局長が部会開催を要請し、運営部員の代表者が招集する。
 3. 運営部会の議事録は、出席者が署名のうえ、統括する専門局長がこれを保存する。

(議事録)

- 第23条 各会議には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
 - (2) 出席者および欠席者の氏名（委任状提出者にはその旨表記する）
 - (3) 審議事項および決議事項
 - (4) 議事の経過の概要および結果

第6章 財産および会計

(財産)

- 第24条 本協会の財産は、次のとおりとする。
- (1) 本会員および賛助会員登録費
 - (2) 補助金、助成金および寄付金
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) その他の収入
2. 財産は事務局が管理する。

(経費)

- 第25条 本協会の事業遂行に要する経費は、財産をもって支弁する。
2. 本協会の経理は、一般会計と特別会計とに区分して行う。

- (1) 一般会計は、本協会の会務運営のための会計とする。
 - (2) 特別会計は、特別な事業のための会計とする。
3. 助成金による事業については、助成先の規定を優先し会計をおこなう。

(収支予算)

第26条 本協会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に事務局長が編成し、理事会の承認を得なければならない。

(収支決算)

第27条 本協会の決算は、会計年度終了後3ヶ月以内に事務局長が作成し、監事による会計監査をおこない、事業報告ならびに会員の登録状況書とともに理事会に報告しなければならない。決算に差額が生じたときは、理事会の承認を得て、翌年度に繰り越すものとする。

2. 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第28条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7章 雑 則

(規約の改廃)

第29条 本協会の規約の改廃は、理事会において3分の2以上の同意を得て改廃するものとする。

(細則)

第30条 この規約の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(附則)

本規約は、平成9年11月29日より施行する。

平成15年1月11日改定

平成15年8月21日改定

平成17年8月20日改定

平成24年1月9日全面改定。平成24年4月1日より適用する。